

最近の判例から (12)

債務者と実妹との売買が 詐害行為に当たるとして取消された事例

(大阪高判 平18・10・26 金商 No.1265-32) 鈴木 秀剛

債務者が、債務者の所有する土地建物の持分を、債務者の実妹に売却した契約が、詐害行為に当たるとして、債権者が、契約の取消しと売買対象不動産の持分移転登記の抹消登記手続きを求めた事案において、1審は詐害行為の成立を否認したが、債権者の詐害行為取消を認容した事例。(大阪高裁 平成18年10月26日判決 認容 金融商事判例1265号32頁)

1 事案の概要

Aは、Bの妻であり、Bは平成7年に死亡している。Bの相続人には、Aの他にC、DおよびEがいるが、Bの相続財産である本件不動産は、遺産分割協議によって、Aが単独で相続し、Bの債務についても借替え等によりAが引き継いでいる。

Aは、平成14年3月に、その実妹であるY(被控訴人)に対し、本件土地の所有権持分20分の1、本件建物の所有権持分4分の1等について、2,823万円余で売渡す契約を結び、同年7月に、所有権持分の移転登記を行なった。

本件は、Aに対する債権を有するX(銀行・控訴人)が、AがYに売却した契約が詐害行為に当たるとして、その取消しと持分移転登記の抹消をYに求めた事案である。

1審は、売買の当時、Aは債務超過の状態にはなかったと判断し請求を棄却した。Xは、1審判決を不服として控訴した。

2 判決の要旨

控訴裁判所は次のように判示して、Xの請求を認容した。

(1) 本件売買当時における控訴人Xの被保全債権の額は、合計で6億9725万円余(1審では3億2992万円余)と認められ、他にAは、固定資産税554万円余の納付義務とS信用金庫に対する1億60万円余の債務を負っていたことが認められる。

Aの資産は、本件不動産等の不動産評価額は4億8545万円余、預金債権2,025万円余が認められ、他に一般債権の引き当てとなるべき換価価値のある資産は見当たらぬ。

以上によれば、本件売買時点において、Aの債務は合計8億339万円余であるのに對し、Aの資産は5億570万円余であったから、Aは債務超過の状態にあったと認められる。

(2) 本件売買については、Aと被控訴人との間で不動産売買契約書と領収書が作成され、それによれば、売買代金2823万円余(消費税含む)とされていることが認められる。

それに対し。本件売買対象持分を同年度の固定資産税評価額によって換算すれば4734万円余となり、本件売買の売買代金は固定資産税評価額の60%相当の価格であったことが認められる。

そして、Aは、証人尋問において、税務署に親族間の売買であることを告げて贈与税がかからないように固定資産税評価額の2分の1を超える程度の値段で売却したと供述している。

以上からすれば、Aは、本件売買の当時、本件売買の対象が共有持分であることを考慮しても、代金額が正当な価額をはるかに下回る金額での廉価売却であることは知っていたものと認められる。これに前記(1)認定の本件売買当時の大幅な債務超過の状態を合わせ考慮すれば、Aは、本件売買がAの債権者を害することを知っていたものといわざるを得ない。

(3) 被控訴人の供述によれば、本件売買の代金額の決定はAに任せたというのであり、これは、Aと被控訴人が実の姉妹の関係にあることを考慮しても、正常な取引行為とは考え難いところがあるだけでなく、本件売買がAの側の事情に基づき、被控訴人がこれに協力する形で行われたものであることを強くうかがわせるものといえる。

また、本件売買の売買代金額が被控訴人からAに支払われた旨の領収書が作成されており、A及び被控訴人とも支払いがあった旨供述するが、そのような高額の金銭の出金や入金が行なわれれば、通常であればそれを客観的に裏付ける何らかの資料（預金通帳等）が存在すると思われるが、そのような資料は提出されていないのであり、このことは、被控訴人とAとの間で売買代金の授受が行われたことに疑問を差し挟むべき事情といえる。

以上の点を合わせ考慮すれば、Aの被控訴人との本件売買は、Aの依頼に基づいて、被控訴人においてAの負債状況を認識したうえ、本件売買をすることによってAの債権者の執行を妨げる目的の下に行われたこ

とが強く疑われ、A及び被控訴人の上記供述等をもって、被控訴人が、本件売買当時、本件売買によりAの責任財産が減少し、債権者を害することになることを知らなかつたことを認めることはできず、他にその事実を認めるに足る証拠はない。

(4) 以上の事由により、原判決を変更し、控訴人の請求を認容する。

3 まとめ

民法424条は、「債権者は、債務者が債権者を害することを知っていた法律行為の取消しを裁判所に請求することができる。」と規定している。

債権者が債権者取消権を行使できるのは、債務者が積極的に財産を減少させる法律行為をした場合であり、債務者が債権者を害する目的で、債務者の責任財産を減少させて債務の弁済を不能とすること、債務者と受益者又は転得者が詐害の事実を知っていることなどの要件が必要となる。

本件において、1審と2審において判断が分かれたが、債権者の詐害行為取消権の行使に関する解釈運用上の見解が異なったものではなく、被保全債権額の認定及び債務者の資産の評価額の認定の差異によるものである。

債務者の詐害行為に関する事例として、実務において参考になると思われる。